

産業構造審議会 商務流通情報分科会
「流通小委員会」の設置について

令和6年4月

1. 設置趣旨

- 流通・物流は、それぞれ国民生活や経済活動を支える重要な産業であるところ、少子高齢化を背景とする担い手不足や、需要の多様化、物価の高騰などを始めとする取り巻く環境の変化を踏まえ、持続的な産業構造を構築していくことが必要となっている。
- 特に、物流に関しては、2024年4月から時間外労働の上限規制がトラックドライバーに適用され、何も対策を講じなければ物流の停滞が生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に対応していくことが喫緊の課題となっている。この課題へ対応すべく、物流の需要者として影響力を持つ荷主に対して物流負荷の軽減の取組を義務付ける規制的措置を盛り込んだ「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」等の改正案が2024年4月26日に国会にて可決され、今後、「物資の流通の効率化に関する法律」として施行されるに当たり、下位法令等の具体的事項（荷主の判断の基準となるべき事項等）の検討が必要となっている。
- この物資の流通の効率化に関する法律の施行に向けた具体的事項の検討を始めとする、物資の流通の効率化及び適正化に関する経済産業省の所掌に係る重要事項を調査審議することを目的として、産業構造審議会 商務流通情報分科会の下に、新たに「流通小委員会」を設置する。

2. 主な審議事項

- 物流政策（物資の流通の効率化に関する法律関連 等）
- 流通業の発展の方向性 等